

荒尾市条件付一般競争入札事務手続処理要領

第1 趣旨

この要領は、市が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

条件付一般競争入札については、市が発注する建設工事で、設計金額が2,000万円以上のものを対象とする。ただし、次に掲げる事項に該当し、荒尾市工事指名等審査会（以下「審査会」という。）の了承を得たものについてはこの限りでない。

- (1) 災害その他の理由により緊急を要する工事
- (2) 条件付一般競争入札に適さないと判断された工事
- (3) 竣工までに契約額が2,000万円を超えると予め見込まれる工事
- (4) 特に高度な技術を要すると認められる工事

第3 入札手続の種類

- 1 入札手続は、入札前に競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）の審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札結果に基づき、落札者を決定する方法（以下「事前審査型」という。）のほか、入札において最低の価格を提示した者（最低制限価格未満の価格を提示し失格となった者を除く。以下「落札候補者」という。）について、入札後、競争参加資格の審査を行い、競争参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法（以下「事後審査型」という。）よることができるものとする。
- 2 入札手続は、原則として事後審査型により行うものとする。ただし、特殊工事や建設工事共同企業体であることを競争参加資格として設定する場合など入札前に競争参加資格を確認する必要があると認められた場合には、事前審査型により行うものとする。

第4 入札の公告

- 1 入札公告は、荒尾市契約規則（昭和39年規則第19号）の規定により公告を行うものとし、又その他契約担当課（室）で定めた場所において公告を行うものとする。
- 2 入札公告は、事前審査型の場合は、別添1（1）の事前審査型条件付一般競争入札標準入札公告例及び別添1（2）の事前審査型一般競争入札公告共通事項書によるものとする。また、事後審査型の場合は、別添2（1）事後審査型条件付一般競争入札標準公告例及び別添2（2）事後審査型一般競争入札共通事項書によるものとする。

第5 競争参加資格

競争参加資格として次に掲げる事項を設定するとともに、入札公告及び共通事項書（事前審査型一般競争入札公告共通事項書及び事後審査型一般競争入札公告共通事項書をいう。一般競争入札における入札説明書を含む。以下同じ。）において該当事項を明らかにするものとする。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- 2 別に定める荒尾市建設工事入札参加資格審査申請要領に基づき資格審査の申請をした者であること。対象工事に係る工事種別について、荒尾市工事入札参加資格審査格付要綱（平成 7 年告示第 36 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき競争参加者資格を認定された者であること。
- 3 対象工事に係る工事種別等については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という。）が一定の点数以上であること。
- 4 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合は、構成員数、組合せ、出資比率及び各構成員の資格について、一定の条件を満たすこと。
- 5 対象工事と同種工事の施行実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- 6 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること）。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- 7 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 7 年告示第 37 号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成 24 年告示第 36 号）第 3 条に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。
- 8 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- 9 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、2 に掲げる競争参加資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- 10 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本又は人事面において関連がある」ことの具体的内容を入札公告又は共通事項書において明らかにすること）。
- 11 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合又は同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

ア 会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 (1) 又は (2) と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

第 6 競争参加資格の決定

前条に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、審査会の審査を経て決定するものとする。

第 7 設計図書の閲覧及び配布の方法

- 1 設計図書の閲覧及び配布については、契約担当課（室）により行う。
- 2 設計図書は、入札公告を開始した日から閲覧及び配布を開始するものとし、開札執行の日の前日まで行うものとする。
- 3 設計図書の閲覧及び配布の期間並びに方法を入札公告において明らかにするものとする。

第 8 競争参加資格確認申請書、入札参加届出書及び資料の提出

- 1 入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者（事後審査型にあつては、落札候補者）に競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料の提出を求めるものとする。
- 2 前項について、事前審査型の場合における申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札公告を開始した日の翌日から起算して 8 日間（荒尾市の休日を定める条例（平成 3 年荒尾市条例第 13 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日等」という。）を含まない。）とする。
また、事後審査型にあつては、原則として、開札日の翌日から起算して 2 日間（休日等を含まない。）とする。
- 3 競争参加資格として、特定建設工事共同企業体であることを求める場合には、建設工事共同企業体協定書の写しを求めるものとする。
- 4 申請書及び資料の提出場所は、契約担当課（室）の指定する場所に持参させるものとする。
- 5 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに市長が競争参加資格なしと認めた者は、事前審査型にあつては、当該競争入札に参加することができないものとし、事後審査型にあつては、落札決定しないものとする。
- 6 事後審査型にあつては、入札に参加しようとする者の意思を確認するため、あらかじめ、入札参加届出書（以下「届出書」という。）の提出を求めるものとする。
- 7 届出書の提出期間は、原則として、建設業法施行令第 6 条第 1 項の規定により設ける見積期間が 15 日以上工事にあつては公告を開始した日の翌日から起算して 10 日間、10 日以上 15 日未満の工事にあつては 5 日間（それぞれ休日等を含まない。）とする。
- 8 届出書は、提出期限の日をもって確認し、提出期限の日の翌日まで（翌日が休日等の場合

は、休日等でない日までとする。)に受け付けた旨を通知するものとする。

- 9 事後審査型において、期限までに届出書を提出しない者は、当該競争入札に参加することができないものとする。
- 10 1 から 9 までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。
 - (1)申請書、届出書及び資料は、共通事項書において示す様式により作成すること。
 - (2)申請書、届出書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - (3)提出された申請書、届出書及び資料は競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
 - (4)提出された申請書、届出書及び資料は返却しないこと。
 - (5)提出期限以降における申請書、届出書及び資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。
 - (6)申請書、届出書及び資料に関する問合せ先
 - (7)その他必要と認める事項

第9 資料の内容

- 1 資料の内容は、以下に示す(1)、(2)及び(3)とし、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

なお、(1)の同種工事の施工実績及び(2)の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載できるものとし、(2)の配置予定技術者については、複数の技術者を記載することができるものとし、その旨を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

 - (1)同種工事の施工実績を記載した書面
第5の5に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績
 - (2)配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験を記載した書面
第5の6に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種工事の施工経験
 - (3)役員及び株主(出資者)調書
第5の11に掲げる条件に抵触しないことを確認するためのもの
- 2 必要があると認めるときは、1に加えて、1に掲げる資料の内容を証明するために必要な書類を求めることができるものとし、当該書類の提出を求める場合には、その旨を公告及び共通事項書において明らかにするものとする。

第10 競争参加資格の確認

- 1 提出された申請書及び資料に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。
- 2 1の確認は、審査会の審査を経て行うものとする。
- 3 1の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。
- 4 第5の5の同種工事の施工実績及び第5の6の配置予定技術者の同種工事の施行経験の確認を行うに当たっては、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種の

施工経験をもって行うものとし、詳細は、入札公告及び共通事項書において明らかにするものとする。

- 5 事前審査型にあつては、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、原則として、10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。事後審査型にあつては、原則として5日以内に、競争参加資格の確認の結果、競争参加資格があると認めた場合は落札者の決定について入札参加者に対し通知し、競争参加資格がないと認めた場合は競争参加資格がないことについて落札候補者に対し通知するものとする。
- 6 5の通知は、原則として、書面により通知するものとし、事前審査型においては別記様式6、事後審査型において、落札者の決定について通知する場合は別記様式7により、競争参加資格がないことについて通知する場合は、別記様式8により、行うものとする。
- 7 第5の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨の明記をするものとする。
- 8 1及び3から5に掲げる事項を、入札公告及び共通事項書において明らかにするものとする。

第11 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認めた者は、第10の5の通知の日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- 2 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、書面（別記様式9）を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 3 2の提出場所は、契約担当課（室）とする。
- 4 1の説明を求められたときは、原則として、1の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対して、別記様式10により回答するものとする。
- 5 4の回答内容については、審査会の審査を経るものとする。
- 6 説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、第10の5の通知を取り消し、4の回答と併せて別記様式6又は8により競争参加資格のある旨を通知するものとする。
- 7 6の通知を行う場合においては、審査会の審査を経るものとする。
- 8 1から4までの事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第12 入札広告、共通事項書及び設計図書に対する質問

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問書の提出があつた場合においては、その質問に対する回答書を契約担当課（室）において閲覧に供するものとする。
- 2 質問書の提出期間は、原則として、入札公告を行った日から開札日の6日前（休日等を含まない。）までとする。
- 3 質問書の提出は、契約担当課（室）に持参とし、郵送及び電送によるものは受け付けないものとする。

- 4 質問に対する回答書は別記様式 11 により作成し、その閲覧は、原則として、質問書を受理した日の翌日から起算して 3 日後（休日等を含まない。）までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。
- 5 1 から 4 までに掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにする。

第 13 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除するものとする。
- 2 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供若しくは銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- 3 1 及び 2 に掲げる事項を、入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第 14 入札及び開札の執行

- 1 開札は、原則として、第 12 の 2 の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して 6 日後（休日等を含まない。）に執行するものとし、入札は、原則として、第 12 の 2 の質問書の提出期間の最終日の翌日から（翌日が休日等の場合は、最初の休日等でない日からとする。）開札日前までの期間に郵便（日本郵便 郵便事業株式会社）により行うものとする。
- 2 入札に際しては、入札参加者に入札参加届出書受付通知書又は競争参加資格確認通知書の写しを入札参加者に提出させるものとする。ただし、郵便による入札の場合は、契約担当課の指定する方法により提出させるものとする。
- 3 入札に際しては、必要に応じ入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとし、工事費内訳書の提出がない場合は、当該入札を無効とするものとする。なお、郵便による入札の場合は、対象工事の契約担当課（室）の指定する方法により提出させるものとする。
- 4 開札は、入札に参加する者の中から立会人に選任された数の入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。また、立会人の選任については、入札参加者の中から最大 4 者を選定することとし、選定方法については、競争参加資格確認申請書又は入札参加届出書の受付番号により選定するものとし、別に説明資料を配布する。
- 5 1 から 4 までに掲げる事項を入札公告又は共通事項書において明らかにするものとする。

第 15 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を入札公告及び共通事項書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び市長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札又は落札者決定時において指名停止要綱に基づく指名停止を受けている者その他開札の時において第 5 に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を共通事項書において明らかにす

るものとする。

第 16 落札候補者の決定方法

- 1 事後審査型において、開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示したものを落札候補者とする。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、くじにより落札候補者を決定するものとする。また、この場合のくじについては、同額の入札を行った者と関係課の職員のほか、業務に関係ない職員を立ち合わせて行うものとする。
- 3 落札候補者の競争参加資格がなかった場合は、次に低い価格を提示した者から順に、競争参加資格が確認できるまで、申請書及び資料の提出を求めるものとする。
なお、次の候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、前項と同様にくじにより次の落札候補者を決定するものとする。
- 4 落札候補者は、他の工事の落札候補者になったことにより、配置予定の技術者を配置できない場合には、開札から申請書提出までの間に、辞退を申し出ることができるものとする。
- 5 1、3 及び 4 に掲げる事項を共通事項書により明らかにするものとする。

第 17 対象工事の請負者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

対象工事の請負者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材を公告において明らかにするものとする。

第 18 競争参加資格についての説明に関する申立て（苦情の申立て）

本要綱に基づく競争参加資格の確認、その他の手続に関して理由の説明が必要な場合には、理由の説明を求めることができる旨を共通事項書において明らかにするものとする。

第 19 落札者等の公表

落札者を決定したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日号外法律第 127 号）に基づき、落札者等を公表するものとする。

第 20 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある旨を共通事項書において明らかにするものとする。
- 3 対象工事の発注担当課は、落札者が第 9 の 1 の（2）の資料に配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 4 公告及び共通事項書に記載する事項については、上記の定めるもののほか、別添 1 及び別添 2 の標準公告例及び共通事項書例によるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、施行日以降に公告が行われたものから適用する。